

環境影響評価法に基づく基本的事項に関する技術検討委員会報告書（案）に対する
意見募集（パブリックコメント）の結果について

【概要】

- (1) 意見募集期間：平成30年9月25日（火）～10月24日（水）
- (2) 告知方法：電子政府の総合窓口、環境省ホームページ及び記者発表
- (3) 意見提出方法：郵送、ファックス及び電子メール

【意見提出総数】

意見の提出者数：17通（意見の件数 65件）

（内訳）

地方公共団体	0通
自然保護団体・NPO	7通
民間企業	1通
業界団体	0通
個人	9通

【提出された意見の概要とそれに対する考え方】

提出された意見の概要とそれに対する考え方は次ページ以降に示すとおり。

No.	大項目	中項目	意見の概要	意見数	意見対応
1	I. はじめに	—	基本的事項の内容全般の検討において、環境影響評価制度に関して幅広い視点からの指摘があり、中には、今後の環境影響評価制度の見直しの際に検討すべき事項も含まれていることから、今後、アセス法を改正すべき。	1	○今後の検討の参考とさせていただきます。 ・環境影響評価に関しての幅広い視点からの提言については、今後の環境影響評価制度の見直しの際に、その方策について検討してまいります。
2	(続き)	—	現行の環境アセスメントの実施状況では、事業に関する情報が十分に提示されていないことや情報へのアクセスが限られていることなど、住民などとのコミュニケーションを踏まえて事業による環境影響を低減させるために改善が必要な点がある。運用上の対応にとどまらず、必要な項目については改定をし、事業者がより環境対策に努めるよう促すべき。	1	・情報交流の拡充については、本報告書案のⅢ.(5)において、環境影響評価制度の見直しを検討すべきことを記載しています。
3	(続き)	—	各課題の<対応>において、周知及び働きかけを行うという記載が非常に多く見られるが、周知や働きかけが適切に行われない限り、制度の円滑な実施に支障をきたすこともある。周知や働きかけの方法や内容もわかりやすく公表すべき。	1	・本委員会でもまとめられた報告書について、関係する事業者団体、地方公共団体等に送付するとともに、説明の場を設ける等の働きかけを実施してまいります。
4	(続き)	—	本検討会の第3回の議事録が本パブコメの締切日当日の朝にも公表されていないため、適切な期間で公表されたい。 環境影響評価制度の円滑な実施と一層の充実に努めるよう望むのであれば、関係の主務省庁に対して今後の対応をどのように促すのか、その方法や内容を国民に広くわかりやすく公表して欲しい。	1	・今後、速やかな議事録の公表に努めてまいります。 ・関係の主務省庁と連絡会議を開催し、本委員会でもまとめられた報告書を説明するとともに、当該報告書への対応状況をフォローアップすることで、今後の対応を促してまいります。

No.	大項目	中項目	意見の概要	意見数	意見対応
5	Ⅱ. 基本的事項に関する課題及び必要な対応 第一 計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項	課題 1 複数案の設定について	複数案が構造・配置の案、若しくは単一案の事業は、重大な環境影響を回避又は低減するという配慮書手続の趣旨を逸脱していると考え、配慮書に対して意見を述べるにあたり、地元自治体はどういう視点で調査・審議をすればよいのか。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮書手続は本来、多様かつ柔軟な評価手法を許容するものと考えています。複数案は位置・規模に関する案の設定を優先すべきですが、立地条件から事業の位置が制約される場合や、すでに上位計画で事業の位置・規模が決定している場合も想定されることから、本報告書案においては、位置・規模に関する案の設定が困難な場合についても記載しています。 ・地方公共団体は、地域の環境保全の観点から、環境影響の一層の回避・低減に繋がる意見を出すことが望ましいと考えます。
6	(続き)	(続き)	複数案の検討について、点的事業についてしか考慮されておらず、幅で案を示すような線的事業が考慮されていない。線的及び面的な事業についても考えを述べるべき。	1	<ul style="list-style-type: none"> ○原案のとおりとします。 ・線的、面的な事業についても、本報告書案に記載のあるとおり、複数案を設定・検討することの意義及び重要性の周知等が必要と考えております。
7	(続き)	(続き)	現行の「基本的事項」には、「現実的である限り」事業を実施しない案を含めるよう努めるべき旨を計画段階配慮事項等選定指針に定めるとしているが、1.5℃～2℃目標に向けて脱炭素社会を目指す「パリ協定」や、再生可能エネルギーの導入や省エネの定着を鑑みれば石炭火力発電所を建設しないことは現実的な選択であり、ゼロ・オプションを検討し、比較案として提示することを事業者に求めるべき。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的事項は全ての事業種に横断的に共通する基本となるべき考え方を定めたものであり、石炭火力発電所に限らず、現実的である限り、個別の事業特性・地域特性を考慮し適切な複数案やゼロ・オプションを設定することを求めています。
8	(続き)	(続き)	「基本的事項の規定は維持しつつ、制度の運用の中で以下について周知し、事業者及び地方公共団体に働きかける必要がある。」について、 <ul style="list-style-type: none"> ・具体的にどのように周知・働きかけをするのか。 ・働きかける対象は、事業者及び地方公共団体で十分なのか。関係する事業区域周辺住民や漁業関係者等各事業の利害関係者になり得るものも対象とすべきではないか。 ・周知し働きかけるだけで、制度の目的を達成できるのか。 ・周知や働きかけの方法を公表すべきではないか。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・本委員会でもまとめられた報告書について、関係する事業者団体、地方公共団体等に送付するとともに、説明の場を設ける等の働きかけを実施し、環境影響評価制度の目的がより一層達成されるよう、運用改善を促してまいります。 ・また、本委員会でもまとめられた報告書及び周知や働きかけの方法を含むパブリックコメントの結果について、個別事業の関係者を含む国民全体に広く公表するとともに、情報発信できる機会を捉えて発信してまいります。

No.	大項目	中項目	意見の概要	意見数	意見対応
9	(続き)	課題 2 配慮事項の選定について	長期間にわたって温室効果ガスを排出する発電事業において、BAT であるから選定項目としないことにはならない。運用上の対応ではなく、全ての火力発電所計画において配慮書段階から「温室効果ガス等」を選定項目とすることを求めるべき。	1	○原案のとおりとします。 ・本報告書案の中で、「火力発電所に係る事業に関する「温室効果ガス等」について、配慮書においても十分な記載がなされるよう、手引等制度運用の中で、検討する必要がある。」としています。
10	(続き)	課題 3 工事の実施に係る配慮事項の選定について	「工事による重大な環境影響が生じるおそれがある配慮事項が選定されておらず～」という箇所は、「工事～環境影響が生じるおそれがあるにもかかわらず配慮事項が選定されておらず～」とした方がわかりやすいのではないかと。 選定しない理由は、計画熟度が低いからなど、どのような理由でもよいのか。	1	○ご指摘を踏まえ、「工事による重大な環境影響が生じるおそれがある配慮事項が選定されておらず」を「工事による重大な環境影響が生じるおそれがある環境要素であるにもかかわらず、配慮事項として選定されておらず」と修正いたします。 ・選定しない理由は、事業特性及び地域特性に照らし合理的である必要があると考えます。
11	(続き)	(続き)	「重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等から知見を収集する」とあるが何を持って重大とするのか不明確であり、重大でない環境影響に対しても意見を聞くべき。 専門家のみならず科学的知見を収集している公益財団法人等もいることから「科学的知見を有する団体や専門家等から」とすべき。	1	○原案のとおりとします。 ・重大な環境影響とは、不可逆的であったり、方法書手続以降の段階での回避・低減が困難であったりする等の環境影響のことを指し、それ以外のものは方法書以降で取扱いを検討すべきと考えます。 ・基本的事項における「専門家等」には、科学的知見を有する団体も含まれると考えます。
12	(続き)	(続き)	リオデジャネイロ宣言の第 15 原則の基本を踏襲し、「評価は」を「予防原則に基づく評価は」と修正すべき。	1	○原案のとおりとします。 ・予防の考え方については、環境影響評価制度全体がその趣旨も踏まえたものとして設けられているものであり、評価にのみ係る記載としては不適切と考えております。
13	第二 計画段階意見聴取指針に関する基本的事項	課題 4 配慮書手続における意見聴取の期間について	基本的事項の「努めるものとする」は、全て義務化するか又は、「努めなければならない」と義務化に近い記述にすべき。 <対応>の主語は事業者なのか。事業者が徹底するのであれば、一般の地域住民へのヒアリングを必ず事前に行わせることについて基本的事項に明記してはどうか。	2	○原案のとおりとします。 ・ご指摘の箇所の実施主体は事業者となります。 ・配慮書段階での意見聴取は努力義務であることが法に定められていることから、まず一般からの意見を求め、次に関係地方公共団体の長からの意見を求めるという意見聴取の順序についても、現在、基本的事項に記載のあるとおり努力義務であることが適切と考えます。

No.	大項目	中項目	意見の概要	意見数	意見対応
14	第四 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項	課題 5 環境影響評価項目及び手法の選定について	運転が停止してから8年以上が経過し、実質的には新設同様であるにも関わらず、事業者がリプレースであると主張し、環境影響評価に係る期間が不当に短縮されているものもある。たとえば、環境負荷の低減を比較する際に、発電所の稼働率が最も高かった際のデータと比較されているが、経年による運用や周辺環境の変化に応じて、比較検討する時期を規定し、実態に即した時期を規定しておくことが望ましい。また、このような抜け穴を防ぐために、そもそも事業がリプレースに該当するかを精査することが必要である。	1	○今後の検討の参考とさせていただきます。
15	(続き)	(続き)	「事業者及び地方公共団体に周知し」は、「事業者及び地方公共団体に周知徹底し」とすべき。	1	○ご指摘を踏まえ、報告書中で「周知」としている部分は「周知徹底」と修正いたします。
16	(続き)	(続き)	「メリハリのある環境影響評価項目及び手法の選定の意義並びに重要性について」に関し、具体的にどのようにメリハリをつけるのかの説明がない。	1	・これまでにガイドライン類において、メリハリの考え方や具体例を示してきたところであり、それらを改めて周知し、働きかけを行うことで、メリハリのある環境影響評価項目及び手法の選定を促してまいります。
17	(続き)	(続き)	「地域の意見を踏まえて」とは何を指すのか。曖昧な記述は避け、一般にも理解できる記述にすべき。	1	○ご指摘を踏まえ、「地域の意見を踏まえて」を「地方公共団体及び主にその地域の住民の意見を踏まえて」と修正いたします。
18	(続き)	(続き)	<対応>の「環境への負荷」に係る部分について、この内容を周知し働きかけると、事業者及び地方公共団体は幅広い様々な運用解釈ができてしまうため、実態としては混乱を招くのではないかと。ライフサイクルは、ものによって様々である。自治体の条例では法の対象事業より対象事業が多く事業対象範囲が広いものもあることから、この考え方がアセス制度全般の考え方となることでの支障も検討された上で、具体的に検討した結果を周知すべきではないかと。	1	・ライフサイクルはものによって様々であることから、本報告書案の対応においては、環境影響評価法の対象事業を想定して、設備の使用年数が比較的短期間に限られているものについて記載いたしました。 ・なお、撤去に伴う廃棄物についての予測・評価を行うかどうかは事業特性に応じて個別に検討されるべきものと考えています。

No.	大項目	中項目	意見の概要	意見数	意見対応
19	(続き)	(続き)	「設備の使用年数が比較的短期間に限られていることがあらかじめ明らかであり」とあるが、この比較的短期間とはどの程度の年月であるのか。太陽光発電の寿命もこれに含まれると考えてよいのか。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の使用期間は事業種等によって異なることから、撤去に伴う廃棄物についての予測・評価を行うかどうかは事業特性に応じて個別に検討されるべきものと考えています。 ・太陽光発電設備の環境影響評価については、「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」において検討されており、工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、必要に応じ、撤去に伴う廃棄物についての予測・評価を行うことが考えられます。
20	(続き)	(続き)	「環境への負荷」について、ライフサイクルでの評価を行うことが必要であるとの指摘」とあるが、事業に要する年数によってライフサイクル評価に適さないということもあるのではないかと。そもそも、事業実施による環境面でのメリットも併せて評価すべきということではないのか。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルでの評価を行うべきかどうかは事業特性に応じて検討すべきものであると考えています。 ・プラス面の環境影響については、本報告書案のⅢ.(10)において、環境影響評価における取扱いの整理、優良事例等の情報収集・提供、普及方策の検討を継続的に行うべきであるとしています。
21	(続き)	課題 6 ティアリングによるメリハリのある環境影響評価項目及び手法の選定について	「ティアリング」は一般的な用語ではないので、「活用」でよいのではないかと。	1	○ご指摘を踏まえ、「※方法書等の環境影響評価手続を効率的かつ合理的に行うため、配慮書手続の結果や意見等を活用・反映すること」との注を追記いたします。
22	(続き)	課題 7 専門家等からの助言について	「専門家等からの助言を受けた場合には」の記述については、専門家のみならず科学的知見を収集している公益財団法人も存在することから「科学的知見を有する団体や専門家等から助言を受けた場合には」とすべき。	1	○原案のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的事項における「専門家等」には、科学的知見を有する団体も含まれると考えます。

No.	大項目	中項目	意見の概要	意見数	意見対応
23	(続き)	(続き)	「専門家」とは、具体的にどのような資格を持つ者か、「属性」とは具体的には何を示すのか、それぞれの定義を明確にすべき。 当該専門家については、主務大臣の推薦にするか、もしくは氏名・所属を公表させるべき。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家等は、資格で定義されるものではなく、当該分野において専門的な知見を有する者を指します。 ・属性は、大学、研究所等、専門家等の属する組織の類型を表すものです。 ・主務大臣が地域の環境情報を熟知した専門家を網羅的に把握することは困難であると考えます。また、個人として助言を行った専門家の個人情報（氏名）が明らかになることにより、その専門家に対して多くの意見が集中し個人で対応できなくなるような事態が想定されることなどから、個人名等が特定されることのないようにすべきと考えています。
24	(続き)	(続き)	アセス図書においては、専門家ヒアリングの実施年月日の記載を義務化すべき。	1	○ご指摘を踏まえ、「専門家等の属性、選定の根拠及びその助言全体」を「専門家等の属性、選定の根拠、助言を受けた日及びその助言全体」と修正いたします。
25	(続き)	(続き)	事業者による不適切な行為（「専門家の資格がない者へのヒアリング」、「住民意見の削除・改ざん」）に対して、罰則を設けるべき。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価法においては、許認可等を行う者が、許認可等にあたり環境の保全について適正な配慮がなされるものであるかどうかの審査を行うこととなっており、許認可等に際して適切に対応されているものと承知しています。
26	第五 環境保全措置指針に関する基本的事項	課題8「ベスト追求型」の評価及び環境保全措置について	予測の不確実性を根拠に保全措置の検討をしない事業者に対して、準備書の差し戻し、事業の不認可等、厳しい罰則を設けるべき。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価法においては、許認可等を行う者が、許認可等にあたり環境の保全について適正な配慮がなされるものであるかどうかの審査を行うこととなっており、許認可等に際して適切に対応されているものと承知しています。

No.	大項目	中項目	意見の概要	意見数	意見対応
27	(続き)	(続き)	事業者の実行可能な範囲内というが、事業の採算と環境影響の回避・低減のバランスは、事業者の会社規模、事業者が行政機関であるか否か及び地域特性・事業特性等の諸条件により異なるものであることから、できる限りより良い措置も事業者によって様々であるという視点も重要である。事業の採算性はアセス制度の調査等や審査の対象でない以上は、具体的にできる限りより良い措置を目指すという視点は非常に重要であるが審査側が審査できるものではない。	1	○今後の検討の参考とさせていただきます。
28	(続き)	(続き)	事業者がというより、当該事業の目的を満たしたうえでベストな解を迫するという考えではないか。「事業者が実行可能」という言葉の意味を明確にしてほしい。 複数の環境保全措置の検討など、措置の妥当性を担保するために検討の過程を明らかにすることを求めるべき。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全措置の検討・実施主体は事業者と考えています。 ・環境保全措置の検討対象として、技術的に十分な研究がなされていない対策、環境影響の重大性や事業全体の経費と比較して過剰な経費を要する対策、現実に機能し得ない対策等は含まれないことを意味します。 ・また、基本的事項の第五の二(5)において、「環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかに出来るよう整理すること。」が規定されています。
29	(続き)	(続き)	出来る限りより良い措置を目指すという「ベスト追求型」の視点というのは、良いと思うが、事業者が実行可能な範囲内という基準が曖昧なため、事業者が最初から実行可能な範囲を狭くしている例が多々見られる。「実行可能な範囲」という文言を除き、「保全に必要な措置を講じる」という内容にすべき。	1	<p>○原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実行可能な」とは、環境保全措置の検討対象として、技術的に十分な研究がなされていない対策、環境影響の重大性や事業全体の経費と比較して過剰な経費を要する対策、現実に機能し得ない対策等は含まれないことを意味しているものであり、削除は適切ではないと考えます。
30	第六 報告書作成指針に関する基本的事項	課題 9 事後調査及び報告書の記載内容等について	アセスメントにおいて予測・評価された内容の妥当性を精査し、その後の知見として生かすためにも事後調査及び報告書の提出は重要である。作成基準を明確にし、事業者には確実な実施を求めるべきである。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・本報告書案において、「環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する考え方」（平成 29 年 3 月環境省総合環境政策局環境影響評価課）等に基づき、報告書作成の考え方、作成期間及び記載内容等について引き続き事業者及び地方公共団体への周知を図る必要があることを記載しています。

No.	大項目	中項目	意見の概要	意見数	意見対応
31	(続き)	(続き)	アセス支援ネットワークに、事後調査報告書の縦覧情報を遅滞なくすべて載せること。 縦覧を開始するアセス図書については、アセス支援ネットワークに、少なくとも縦覧の1週間前から情報を記載することを義務付けること。	1	○今後の検討の参考とさせていただきます。 ・環境省独自の取組であるアセス支援ネットワークにおいて、公表された報告書及び縦覧中のアセス図書について情報を掲載することとしています。
32	(続き)	(続き)	事後調査の結果については、科学的（客観的）かつ定量的報告を行わせ、非科学的（主観的）な報告をさせないこと。 非科学的な報告を行う事業者や、追加的保全措置を行わない事業者には、許認可の取り消しや、環境の原状回復を含めた厳しい罰則を設けること。	1	・基本的事項において、事後調査の項目及び手法は、「必要に応じ専門家の助言を受けること等により客観的かつ科学的根拠に基づ」くことと規定しています。 ・環境影響評価法においては、許認可等を行う者が、許認可等にあたり環境の保全について適正な配慮がなされるものであるかどうかの審査を行うこととなっており、許認可等に際して適切に対応されているものと承知しています。
33	(続き)	(続き)	現在のアセス制度は、事後調査報告書について、その内容が適切か否か、科学的かつ公正な立場で審査する者がいないので問題がある。事後調査報告書についても、環境保全の見地からの一般意見、知事意見を出せるようにすべき。	1	○今後の検討の参考とさせていただきます。
34	Ⅲ．環境影響評価制度の円滑な実施に向けて	(1) より上位の計画段階における環境影響評価の導入について	ゾーニングについて「今後の導入促進の在り方を検討すべき」とあるが、環境アセスの円滑な実施のためにも早期に各地で導入を図るべき。	1	・ご指摘のように、本報告書案Ⅲ．（1）において、「風力発電所に係る事業については、環境保全と風力発電の導入促進を両立するため、事業計画に先立ち、行政機関主導で関係者間の協議を経て、保全エリア・調整エリア・促進エリア等の区域を設定し活用する「ゾーニング」の取組が進んでおり、今後の導入促進のあり方を検討すべきである。」と記載しています。

No.	大項目	中項目	意見の概要	意見数	意見対応
35	(続き)	(続き)	SEAの導入については、「第176回国会閣法第55号 附帯決議」において「改正法の実施例を検証した上で、環境基本法の見直しも含め、より上位の施策の策定又は変更の立案の段階における戦略的環境影響評価の制度化に向けた検討を行うこと。」と記述されていることから、「実施方策の検討」ではなく「制度化に向けた検討」とすべき。	1	○原案のとおりとします。 ・「実施方策の検討」とは、制度化に向けた検討も含めた様々な検討を想定した記載であるためです。
36	(続き)	(2) 配慮書の位置づけについて	配慮書のあり方や方法書との関係について議論するという記載があるが、法において明確に定まっているのではないか。	1	・今後の環境影響評価制度の見直しの際に検討すべき事項として記載しております。
37	(続き)	(3) 法の対象事業種の見直しについて	「二酸化炭素の回収・貯留」に関する事業を法対象とするかどうか検討する専門家会議を設置するのか。	1	・二酸化炭素の回収・貯留に関する事業については、技術開発の状況に応じて導入が将来的に検討されることから、その状況を見つつ、調査・検討いたします。
38	(続き)	(4) 法対象の規模要件未達の事業等の扱い及び簡易アセスについて	2012年以降、各地で環境影響評価法の対象規模11.25万kWをわずかに下回る11.2万kWの石炭火力発電所計画が19基にもものぼった。これらの計画の建設予定地のうち、複数の自治体が環境影響評価条例で石炭火力発電所が対象外で、環境アセスメントを実施しない「アセス逃れ」とも言える計画が進められる結果となったことは大きな問題である。火力発電所は、どのような燃料種であっても環境影響が大きい事業である。今後、このような事態を防ぐため、規模にかかわらず事業者によるアセスメントを義務化するか、もしくは基準値を下げた上で、適切な説明を地元へ行う義務を課すべき。	1	・ご指摘のような状況を踏まえ、小規模火力発電等に係る適切な環境配慮や住民理解等を促進する観点から、平成29年3月に「小規模火力発電等の望ましい自主的な環境アセスメント実務集」を環境省においてとりまとめました。本実務集において、自主的な環境アセスメントの実施状況等を把握し、必要に応じて施策の見直し等について検討していくこととしております。
39	(続き)	(続き)	規模要件によらず全ての事業にアセスメントが行われるようにすべき。 開発をきちんと評価し、持続可能な社会を推進するためにも、規模要件未達の事業や対象外の事業種について条例ではなく法律で規定すべき。	2	・環境影響評価法の対象は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業とし、国と地方が適切な役割分担のもとにそれぞれの制度を運営することが重要と考えております。

No.	大項目	中項目	意見の概要	意見数	意見対応
40	(続き)	(続き)	今問題になっているのは、必要な場所で環境アセスが行われていないことであり、「効率的でメリハリ」をつけることは相反する。「効率的でメリハリ」をつけることは、削除すべき。	1	○原案のとおりとします。 ・ここでの「メリハリ」とは、スクリーニングの柔軟な活用により、事業規模よりも地域特性を重視して環境影響評価の対象事業を選定することを指しており、必要な事業に対して環境影響評価が実施されることに資するものと考えています。
41	(続き)	(続き)	規模要件未満の事業が、環境への影響が著しいものとなる恐れが比較的少ないとは限らない。安易に簡易な環境影響評価を行う仕組みを導入すべきではなく、正規の環境影響評価を行うべき。	1	・ご指摘のとおり環境影響の程度は事業の規模よりも地域特性によることも多いことから、簡易又は自主的な環境影響評価はスクリーニングの柔軟な活用と併せて検討していく必要があると考えています。
42	(続き)	(5) 情報交流の拡充について	事業者には、全ての計画において環境影響評価図書の印刷やダウンロードを可能にし、情報アクセスの利便性を高めて多くの人が意見を述べやすくするよう求めるべきである。また、縦覧期間終了後においても図書の閲覧を可能にするべき。 アセス図書の取り扱いについては、環境評価情報は過去の評価図書も含めて国民に寄与すべきこと、自治体による対応や事業者の対応に大きくバラつきがあることから、速やかに著作権に関する取扱いを含めた制度の見直しや大幅な改善が必要である。 公告期間を環境影響評価手続中の全期間に拡大し、電子データによる公開を義務付け、誰もが妥当に手続が進められているかを検証できるようにすべき。	3	・ご指摘のように、本報告書案Ⅲ.(5)において、「事業者の協力を得て公開を進めることとして「環境影響評価図書の公開について」(平成30年3月環境省)を定め、実施している。」「情報交流の拡充等に向けて、環境影響評価図書の著作権に関する取扱いを含めた制度の見直しを検討すべきである。」と記載しています。
43	(続き)	(6) 環境影響評価手続の再実施等について	周囲の環境の変化や技術の進展なども踏まえ、環境影響評価手続が終了した事業が長期間(5年以上等)着工されなかった場合、環境アセスメントの再実施を求めるべき。また具体的にどの程度を以て「長期間」と見なすのか基準を示すべき。	2	・ご指摘のように、本報告書案Ⅲ.(6)において、「環境影響評価手続が終了した事業が長期にわたって着工されず環境に係る状況が大きく変化した場合における取扱いや、工事中に著しい環境影響を生じるおそれがある工事内容の変更が生じた場合等における適切な環境保全措置を行う仕組みについて、実態を調査した上で、そのあり方を検討すべきである。」と記載しています。

No.	大項目	中項目	意見の概要	意見数	意見対応
44	(続き)	(8) 累積的影響、複合的影響の取扱いについて	単一の事業よりも甚大な影響が推測されながら、複数の事業による影響について調査や評価がされないことは、重大な環境影響の発生を防止するという環境影響評価法の主旨に反する。ついては、累積的・複合的影響の取り扱いについて速やかに検討を行い、環境影響評価の対象とするべき。 事業者は他社のアセス情報を十分に持ちえないこと（縦覧などでは秘匿情報の開示はされていないため）を踏まえれば、各事業の全ての影響情報（秘匿情報）を知りえる環境省が、統括して評価することも考えていくべき。	2	・ご指摘のように、本報告書案Ⅲ.（8）において、「一定の地域に同種の複数の事業が集中することによる累積的影響、異種の複数の事業が集中することによる複合的影響について、その調査・予測・評価手法を含めた取扱いを検討すべきである。」「累積的影響、複合的影響については、ゾーニングの取組による地方公共団体の関与や、事業者間の情報共有等のルール等を定めることが重要である。」と記載しています。
45	(続き)	(9) 環境保全の配慮についての審査結果の取扱いについて	「環境保全の配慮についての審査結果がどのように許認可等に反映されたか説明できるようにするとともに、フォローアップすべきである」とあるが、この主語は国若しくは自治体の環境部局なのか。説明とフォローアップの主体が別々であるのに、1つの文章にするのは不自然でわかりにくい。	1	○ご指摘を踏まえ、「許認可等を行った者において説明できるようにするとともに、環境省においてフォローアップすべきである。」と修正いたします。
46	(続き)	(10) 環境影響評価の技術手法等に関する情報収集等について	コウモリ類について、海外の事例を参考に保全措置の指針を、『早急』に作成すべき。 「鳥類・コウモリ」に加え「絶滅の恐れのある地域個体群」などについても生態系の影響の把握をすべき。 また、海域の環境情報の整備、海域生態系への影響については、環境影響評価に係る技術手法の開発の前に、生物多様性の調査・研究・基礎情報の収集を行った上で取組むべき。	2	・ご指摘のように、本報告書案Ⅲ.（10）において、「風力発電設備による鳥類・コウモリへの影響、生態系影響の把握に当たっての生物種の選定、海域の環境情報の整備、海域生態系への影響等のテーマについて、環境影響評価に係る技術手法の開発を進めるべきである。」と記載しています。

No.	大項目	中項目	意見の概要	意見数	意見対応
47	その他	—	<p>政府開発援助については、独立行政法人 国際協力機構（JICA）が「環境社会配慮ガイドライン」を定めているが、環境影響評価法に沿った内容とはなっていない。また、環境影響評価法案に対する附帯決議（参議院環境特別委員会：平成9年6月6日）の十五には、「我が国の事業者が海外において実施する事業については、平成三年四月二十四日の本委員会の決議を踏まえ、また環境基本法及び本法の趣旨を尊重しつつ、適切な環境配慮がなされるよう指導するとともに、政府開発援助に係る事業など海外における事業についても、なお一層的確な環境影響評価を実施し、適正な環境配慮がなされるように努めること。」とある。</p> <p>これらを踏まえ、我が国の政府開発援助やインフラ輸出に際しても環境影響評価法が適応されるよう明記すること。</p>	1	<p>○原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で実施される事業については、その国の環境影響評価制度等に基づき、環境配慮が適切に実施されることが重要であると考えております。 ・なお、JICAの「環境社会配慮ガイドライン」と国内の環境影響評価制度の共通点もあることから、相互の情報共有等により、政府開発援助に係る事業など海外における事業についても、なお一層的確な環境影響評価を実施し、適正な環境配慮がなされるように努めてまいります。
48	(続き)	—	<p>本検討委員会においてコウモリの団体にヒアリングを行わない根拠を示すこと。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ・本検討委員会においては、広く動植物への環境影響を勘案するという観点から、自然保護団体へのヒアリングを実施いたしました。 ・また、本報告書案において、風力発電設備へのコウモリへの影響について環境影響評価に係る技術手法の開発を進めるべきことを記載しています。
49	(続き)	—	<p>「環境省」が提唱している内容での「生態系」に対して反論がある。宇宙には、「物質、生命、情報」が在り、「植物及び生物」は、常に「絶滅と繁栄」を繰り返してきたので、人類の存続等は、宇宙における構造で有り、人類が知る事では無い。</p>	1	<p>○今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
50	(続き)	—	<p>「温室効果ガス等」の削減では矛盾点がある。地球環境とは、「温暖期、中間期、氷河期」を繰り返して来たと考えるので、対策案は無い。</p>	1	<p>○今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

No.	大項目	中項目	意見の概要	意見数	意見対応
51	(続き)	—	巻き網漁業は環境へ与える影響が著しいため規制対象とするべき。 焼肉は PM2.5 を大量に排出するため、焼肉屋を規制対象とするべき。 野焼きは PM2.5 を大量に排出するため、農業を規制対象とするべき。	2	・環境影響評価法においては、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業についての環境影響評価の結果を許認可等に反映させることで環境保全上の支障が生じないように確保することとしており、土地の形状の変更、工作物の新設等を伴い、許認可等に係る事業が対象となります。
52	(続き)	—	環境影響評価だけでも、PM2.5 評価基準を「1年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $25\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」とすべき。PM2.5 は、その毒性は死亡率との関係が深いデータが多く発表されており、緊急に見直しすべき。 PM2.5 については、環境基準があるので、方法書、準備書のいずれでも、現状把握だけでなく、概略で良いので「予測」し「評価」し、記載すべき。そして、環境基準以下であることを厳格に守るようにすること。 設備設置後の PM2.5 のフォロー測定を行い、「評価書」と対比して、「事後評価」を行うべき。このことにより、この設備での「概略」予測値と、事後の数年間の実績とをデータ比較することで、一定の経験値が出せる。	3	・PM2.5 について、本報告書案のⅢ. (10) において、「微小粒子状物質 (PM2.5) の取扱い、(中略) のテーマについて、環境影響評価に係る技術手法の開発を進めるべきである。」と記載しております。
53	(続き)	—	NO ₂ の評価では、環境基準の「1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。」ではなく、「0.04ppm を超えている場合には、現状把握値をオーバーするような汚染源汚排出は認められない」とすべき。	1	・基本的事項第四の五(3)において、評価に当たり、環境基準等が示されている場合は、当該基準等の達成状況等について検討されるものとする事とともに、複数案の比較検討及び実行可能なより良い技術が取り入れられているかの検討等により評価を行うことが記載されています。